

第1章 総則

第1章 総則

1	目的	1-1
2	用語の定義	1-1
	(1) 配水管	1-1
	(2) 給水装置	1-1
3	給水装置の種別	1-1
	(1) 専用栓（給水装置）	1-1
	(2) 私設消火栓	1-1
4	工事の種別	1-1
	(1) 新設工事	1-1
	(2) 改造工事	1-2
	(3) 修繕工事	1-2
	(4) 撤去工事	1-2
	(5) 移転工事	1-2

第 1 章 総則

1 目的

この基準は、赤磐市水道条例(平成 17 年 3 月 7 日条例第 214 号。以下「条例」という。)及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 14 号。以下「基準省令」という。)の規定に基づき、給水装置工事の設計及び施工並びに給水装置の維持管理等について必要な事項を定めることにより、給水装置の適正な運用を確保することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 配水管

配水池又は配水ポンプを起点として需要者に配水することを目的として、水道事業者が公道に布設した管であり配水本管及び配水支管に分けられる。

ア 配水本管

原則として 300mm 以上の配水管をいい、幹線としての役目を果たすものである。

イ 配水支管

配水本管以外(250mm ~ 50mm 程度)のものをいい、給水装置は原則としてこの管から分岐する。

(2) 給水装置

需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

なお、受水槽以下の設備は、給水管に直結していないため、給水装置としては扱わない。

ア 給水管

配水管から分岐して布設された管をいう。

イ 給水用具

容易に取外しのできない構造で、給水管に直結された分水栓、止水栓、給水栓、弁栓類及びメーター並びにこれに付随するボックス類をいう。

3 給水装置の種別

給水装置は次の 2 種類とする。

(1) 専用栓(給水装置)

1(世帯・戸)又は 1 箇所専用するもの。

(2) 私設消火栓

消防用に使用するものをいう。

4 工事の種別

給水装置工事の種別は次のとおりとする。

(1) 新設工事

ア 新設工事

新たに給水工事を設置する工事をいう。

イ 直結止工事

給水予定の新設団地内等のメーターを設置しない工事をいう。

(2) 改造工事

ア メーター下流新設

既設給水装置のメーター下流側を新設する工事をいう。

イ 給水栓増減工事

既設給水装置のメーター下流側において、水栓数を増減する工事をいう。

ウ 増径変更工事

既設給水管の口径・管種の変更、給水管路の一部又は全部を変更する等の工事をいい、概ね、水栓数の増減には関係ない。

エ メーター変更工事

メーター位置を変更する等の工事をいい、概ね、水栓数の増減には関係ない。

オ 水栓位置変更工事

既設給水装置の水栓位置を変更する工事をいう。ただし、同一戸内が前提条件となるもので、A 建物の給水装置を B 建物に移転する場合は、A は撤去工事、B は新設工事として扱う。

カ 既設接続工事

既設給水装置をそのまま利用し、メーター部と給水管接続のみを行う工事をいう。

キ 統合工事

同一又は隣接した敷地に設置された 2 個以上のメーターの異なる給水装置を合併して、1 個のメーターで計量できる給水装置を設置する工事で市長が認めた場合に限る。

(3) 修繕工事

水道法第 16 条の 2 第 3 項厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として給水装置の原形を変えないで給水管・給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

(4) 撤去工事

給水装置の全部又は一部を取り除く工事をいう。

(5) 移転工事

ア 新設

公共工事の施工に伴い、既設給水装置を他の設置場所に移転する工事で市長が認めた場合に限る。

イ 新設増径

上記、移転新設と同じ条件で、移転先で増径する工事をいう。